

## 第2節 日米共同の抑止力・対処力の強化

わが国の防衛戦略と米国の国防戦略は、あらゆるアプローチと手段を統合させて、力による一方的な現状変更を起こさせないことを最優先とする点で軌を一にしている。これを踏まえ、即応性・抗たん性を強化し、相手にコストを強要し、わが国への侵攻を抑止する観点から、それぞれの役割・任務・能力に関する議論をより深化させ、日米共同の統合的な抑止力をより一層強化していく<sup>1</sup>。

具体的には、日米共同による宇宙・サイバー・電磁波を含む領域横断作戦を円滑に実施するための協力や相互運用性を高めるための取組を一層深化させる。あわせて、わが国の反撃能力については、情報収集を含め、日米共同でその能力をより効果的に発揮する協力態勢を構築する。さらに、今後、防空、対水上戦、対潜水艦戦、機雷戦、水陸両用作戦、空挺作戦、情報収集・警戒監視・偵察・ターゲティング (ISRT)、アセットや施設の防護、後方

Intelligence, Surveillance, Reconnaissance and Targeting

支援などにおける連携の強化を図る。また、わが国の防衛力の抜本的強化を踏まえた日米間の役割・任務分担を効果的に実現するため、日米共同計画にかかる作業などを通じ、運用面における緊密な連携を確保する。加えて、より高度かつ実戦的な演習・訓練を通じて同盟の即応性や相互運用性をはじめとする対処

力の向上を図っていく。

さらに、核抑止力を中心とした米国の**拡大抑止**が信頼でき、強靱なものであり続けることを確保するため、日米間の協議を閣僚レベルのものも含めて一層活発化・深化させる。

力による一方的な現状変更やその試み、さらには各種事態の生起を抑止するため、平素からの日米共同による取組として、共同FDOや共同ISRなどをさらに拡大・深化させる。その際には、これを効果的に実現するため、同志国などの参画や自衛隊による米軍艦艇・航空機などの防護といった取組を積極的に実施する。

さらに、日米一体となった抑止力・対処力の強化の一環として、日頃から、双方の施設などの共同使用の増加、訓練を通じた日米の部隊の双方の施設への展開などを進めることとしている。

### KEY WORD

#### 拡大抑止

ある国が有する抑止力をその同盟国などにも提供すること。敵対する国からの侵略などを未然に防ぐとともに、同盟国などに対しては安心を与えることを目的としている。日本は同盟国である米国から拡大抑止の提供を受けている。

## 1 宇宙領域やサイバー領域などにおける協力

国家防衛戦略では、日米共同による宇宙・サイバー・電磁波を含む領域横断作戦を円滑に実施するための協力や相互運用性を高めるための取組を一層深化させることとされている。

特に、2023年1月の日米安全保障協議委員会(「2+2」)では、宇宙への、宇宙からの、または宇宙における攻撃が、同盟の安全に対する明確な挑戦であると考え、一定の場合には、この攻撃が、日米安保条約第5条の発動につながることもありうることを確認された。また、同年9月には、木原防衛大臣は、サルツマン米宇宙軍作戦部長の表敬を受け、安全保障環境が一層の厳しさを増すなか、宇宙空間の安定的な利用の確保のため、宇宙領域把



木原防衛大臣とサルツマン米宇宙軍作戦部長(2023年9月)

<sup>1</sup> なお、自衛隊の全ての活動は、主権国家たるわが国の主体的判断のもと、日本国憲法、国内法令などに従って行われること、自衛隊および米軍がそれぞれ独立した指揮系統に従って行動することに何ら変更は無い。

握 (SDA) を含めた日米防衛当局間の協力を加速させていくことを相互に確認した。

そのほか、安全保障分野でのAIの活用や多国間にまた

がる課題などについて、情報交換などを実施している。

**参照** 1章4節4項 (宇宙領域での対応)、1章4節5項 (サイバー領域での対応)、1章4節6項 (電磁波領域での対応)

## 2 統合防空ミサイル防衛

弾道ミサイル、巡航ミサイルや航空機など、わが国に向けて飛来する経空脅威への対応については、運用情報の共有や対処要領の整備に加え、日米共同統合防空・ミサイル防衛訓練などを実施することにより、日米共同対処能力を向上させている。また、累次にわたる北朝鮮による弾道ミサイルの発射の際には、同盟調整メカニズム

(ACM) も活用し、日米が連携して対処している。

Alliance Coordination Mechanism

なお、米国は2022年10月に発表したミサイル防衛見直し (MDR) において、わが国を含む同盟国との協力の重要性を明記している。

Missile Defense Review

**参照** 1章4節2項 (ミサイル攻撃などへの対応)

## 3 情報収集・警戒監視・偵察 (ISR) 活動

共同のISR活動について、日米両国の活動の効率や効果を高めるためには、広くアジア太平洋地域におけるISR活動を日米間で協力して実施していくことが重要である。

このような共同のISR活動の拡大は、抑止の機能を果たすとともに、他国に対する情報優越を確保し、平素から各種事態までのシームレスな協力態勢を構築することにつながる。こうした取組の一環として、2022年11月、米軍無人機MQ-9の海自鹿屋航空基地 (鹿児島県) への一時展開を開始した。また、MQ-9を含む日米の情報収集ア

セットが収集した情報を共同で分析するため、日米共同情報分析組織 (BIAC) を横田基地 (東京都) に設置した。2023年6月に実施された日米防衛相会談では、MQ-9やBIACが、日米同盟のISR能力の強化に大きな役割を果たしていることを確認した。米軍は、海自鹿屋航空基地における約1年間の運用実績を踏まえ、南西地域周辺海空域での情報収集ニーズに対応すべく、同地域でのISR活動の一層の強化を図るために、同年10月、MQ-9の嘉手納飛行場 (沖縄県) における運用を開始した。

Bilateral Information Analysis Cell

## 4 米軍等の部隊の武器等防護

自衛隊法第95条の2の規定では、自衛隊と連携してわが国の防衛に資する活動に現に従事している米軍等の部隊の武器等を防護できるとされており、2023年は、弾道ミサイルの警戒を含む情報収集・警戒監視活動の機会に、米軍の艦艇に対して自衛隊の艦艇が4回、共同訓練の機会に、米軍の艦艇に対して自衛隊の艦艇が

13回、米軍の航空機に対して自衛隊の航空機が5回の警護を実施した。

**参照** II部5章3項8 (米軍等の部隊の武器等防護)、3章1節2項1 (オーストラリア)、資料22 (米軍等の部隊の武器等防護の警護実績 (自衛隊法第95条の2関係))

## 5 後方支援

1996年に締結 (1999年と2004年に改正) した日米物品役務相互提供協定 (ACSA) による後方支援でも、日米間の協力は着実に進展した。この協定は、日米安保条約の円滑かつ効果的な運用と、国連を中心とした国際

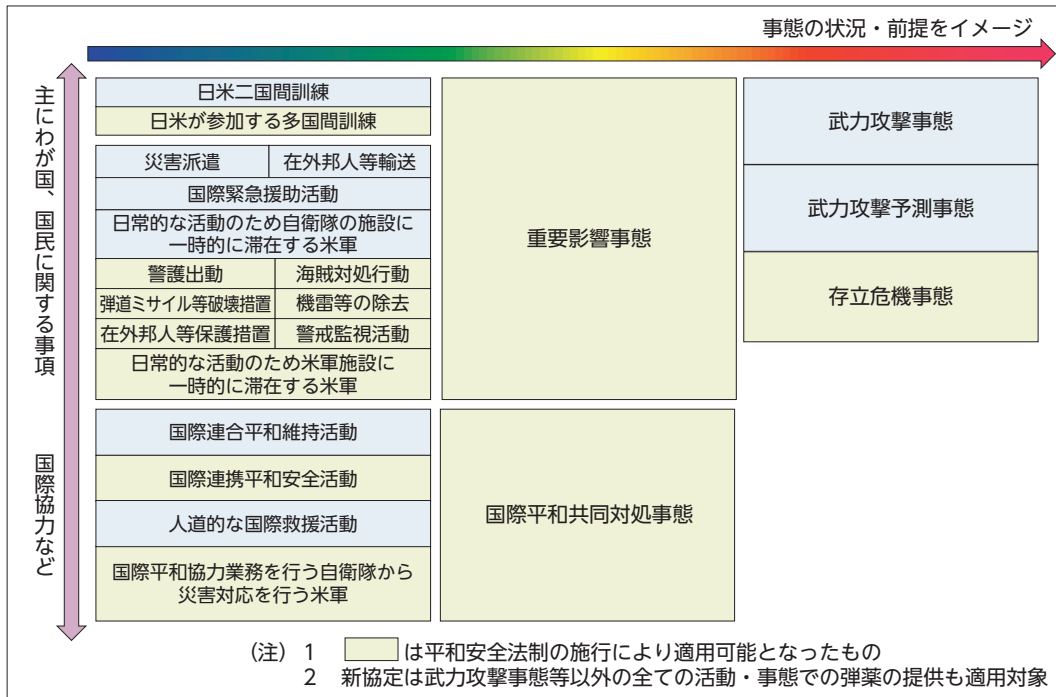
平和のための努力に積極的に寄与することを目的としている。平時における共同訓練をはじめ、災害派遣活動、国際平和協力業務、国際緊急援助活動、武力攻撃事態といった様々な状況において、自衛隊と米軍との間で、そ

図表Ⅲ-2-2-1 日米物品役務相互提供協定 (ACSA)

物品・役務の相互提供の意義

一般に、部隊が行動する際には、必要な物品・役務の補給は自己完結的に行うことが通常であるが、同盟国の部隊がともに活動している場合などに、現地において必要な物品・役務を相互に融通することができれば、部隊運用の弾力性・柔軟性を向上させることができる。

日米物品役務相互提供協定の適用対象



の一方が物品や役務の提供を要請した場合には、もう一方は提供ができることが基本原則である<sup>2</sup>。

2015年9月の平和安全法制の成立を受け、2016年9月、新たな日米ACSAに署名し2017年4月に国会で承認され、発効した。これにより、平和安全法制で実施可能となった

物品・役務の提供についても、これまでの日米ACSAのもとでの決済手続など同様の枠組みを適用することが可能となっており、同年4月以降情報収集活動などに従事する米軍に対し、食料や燃料を提供している。

□ 参照 図表Ⅲ-2-2-1 (日米物品役務相互提供協定 (ACSA))

2 提供の対象となる物品・役務の区分は、食料、水、宿泊、輸送（空輸を含む）、燃料・油脂・潤滑油、被服、通信、衛生業務、基地支援、保管、施設の利用、訓練業務、部品・構成品、修理・整備および空港・港湾業務ならびに弾薬である（武器の提供は含まれない）。

## 6 共同訓練・演習

平素から日米共同訓練・演習を行うことは、戦術面などの相互理解や意思疎通といった相互運用性を向上させ、日米共同対処能力の維持・向上に大きく資するのみならず、日米それぞれの戦術技量の向上を図るうえでも有益である。とりわけ、実戦経験豊富な米軍から習得できる知見や技術は極めて貴重であり、自衛隊の能力向上に大きく資するものである。

また、効果的な時期、場所、規模で共同訓練を実施することは、日米間での一致した意思や能力を示すことにもなり、抑止の機能を果たすことになる。これらの観点



沖縄南方での日米共同訓練（2024年1月）

に努めている。

**参照** IV部3章1節（訓練・演習に関する取組）、資料28（主な日米共同訓練の実績（2023年度））

## 7 拡大抑止

日米両政府は、日米同盟の中核である拡大抑止の維持・強化のあり方を議論するための恒常的な場として、2010年に日米拡大抑止協議（EDD）Extended Deterrence Dialogueを設立しており、2023年6月は米国ミズーリ州ホワイトマン空軍基地において、同年12月は日本において協議を実施した。

このほか、これまで事務レベルで行ってきたEDDに

加え、2023年1月の日米「2+2」では、拡大抑止を議題の一つとして、まとまった時間を取って突っ込んだ議論を閣僚レベルでも行った。

今後、EDDや日米「2+2」でのやり取りのような様々なハイレベルでの協議を通じ、米国の拡大抑止の強化に向けた取組を引き続き進めていく。

## 8 共同使用

施設・区域の共同使用の拡大は、演習場、港湾、飛行場など自衛隊の拠点の増加も意味し、日米共同の活動における、より緊密な運用調整、相互運用性の向上、柔軟性や抗たん性の向上が可能となる。特に沖縄における自衛隊施設は、空自那覇基地などに限られており、その大半が都市部にあるため、運用面での制約がある。沖縄の在日米軍施設・区域の共同使用は、沖縄に所在する自衛隊の訓練環境を大きく改善するとともに、共同訓練・演習の実施や自衛隊と米軍間の相互運用性の向上を促進するものである。また、即応性を向上させ、災害時における県民の安全の確保に資することが可能となる。

このため、南西諸島を含め、地域における自衛隊の防衛態勢や地元との関係に留意しつつ、日米間で精力的に

協議を行っているほか、具体的な取組も進展している。例えば、2008年3月から陸自がキャンプ・ハンセンを訓練のために使用している。また、2012年4月の空自航空総隊司令部の横田移転や2013年3月の陸自中央即応集団司令部（当時）の座間移転なども行った。また、グアムや北マリアナ諸島連邦（テニアン島）に、自衛隊と米軍が共同使用する訓練場を整備することとしている。

また、十分な継戦能力の確保・維持を図るために必要な各種弾薬の取得にあたって火薬庫の確保は重要な課題であるところ、在日米軍の施設・区域である嘉手納弾薬庫地区内の火薬庫を自衛隊が追加的に共同使用することとし、具体的な調整が開始されている。

## 解説 日米拡大抑止協議

わが国は戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面しており、特にわが国周辺では、核・ミサイル戦力を含む軍備増強が急速に進展しています。中国は国防費の高い水準での増加を背景に核・ミサイル戦力を含む軍事力を広範かつ急速に強化し、2030年までに1,000発以上の核弾頭を保有する可能性も指摘されています。北朝鮮は、技術的には既に弾道ミサイルに核兵器を搭載してわが国を攻撃する能力を保有しているとみられるとともに、核兵器の使用条件などを規定した法令を採択するなど核兵器に関する制度面の整備も進めているものとみられます。ロシアは核兵器による威嚇ともとれる言動を繰り返しながらウクライナに対する侵略を継続しつつ、2023年2月には米露間の戦略核戦力の上限を定めた新戦略核兵器削減条約（新START）の履行停止を発表しており、今後、ウクライナに対する侵略で通常戦力を大きく損耗したことを背景に、さらに核戦力への依存を深めていく可能性も考えられます。このようにわが国周辺では核兵器を含む軍備増強の傾向にあるなかで、核兵器の脅威に対しては核抑止力を中心とする米国の拡大抑止が不可欠です。

米国は、累次の機会に日米安全保障条約のもとでの対日防衛義務と拡大抑止を確認してきており、わが国として、米国が核を含むあらゆる能力を用いて条約上の義務を果たすことに全幅の信頼を置いています。そのうえで、わが国周辺の現下の安全保障環境を踏まえ、わが国自身の防衛力の抜本的強化と相まって、米国の拡大抑止の信頼性の維持・さらなる強化に向けた取組を日米間で進めていくことにより、核兵器の使用に至るまでのあらゆる事態の深刻化を防ぎ、力による一方的な現状変更

やその試みを抑止することが重要です。

そのため、日米間では、東アジア地域で最初となる米国の拡大抑止に関する協議として、日米拡大抑止協議（EDD）を2010年以降、定期的に実施し、核抑止を含む拡大抑止の維持強化に向けた取組に関し協議してきています。2023年には6月に米国で、12月には日本で実施しており、日米双方の安全保障政策部局や軍備管理担当部局、自衛隊、米戦略軍、米インド太平洋軍、在日米軍などが出席しています。これらの協議では、拡大抑止に関する突っ込んだ議論を行い、関連する二国間協力をさらに向上させる方策について協議を行いました。また、インド太平洋地域の安全保障環境に関する評価を行い、地域における抑止に貢献する通常戦力や米国の核能力を検討し、同盟の戦力態勢の最適化や抑止効果を増大させる活動の重要性を強調しました。さらに、二国間の拡大抑止に関連する協議や具体的な協力をさらに向上させる方策、軍備管理に関するアプローチなどについて議論を行いました。加えて、これまでも定期的に行ってきた机上演習を実施するとともに、日米双方にとって、抑止において重要なアセットとして、米国ではB-2戦略爆撃機を、日本では陸自水陸機動団の水陸両用車（AAV7）などを視察し、日米双方の保持する能力や南西防衛の重要性などについての共通の理解を深めました。

このほか、2023年1月の日米「2+2」においては閣僚レベルでも拡大抑止について議論を行いました。

このように、今後も、EDDや様々なレベルでの協議を通じ、米国の拡大抑止の強化に向けた取組を引き続き進めていきます。



6月協議におけるB-2戦略爆撃機視察【米国防省提供】



12月協議における議論の様子